

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、それまで勤務していた会社を退職後の昭和45年1月にA市において国民年金に加入し、結婚後も継続して任意加入していた。

昭和47年1月1日付けで夫が転勤になったため、B市からC市に引っ越した際にも、すぐにC市役所で国民年金の住所変更の手続きをし、国民年金保険料は男性の集金人が社宅に来ていたので、継続して納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への4回の切替手続及び国民年金任意加入被保険者から第3号被保険者への1回の種別変更手続の機会があったところ、いずれも適切に実施しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和47年1月にC市に転居した際、すぐに同市役所で国民年金の住所変更の手続きをし、申立期間を含め他市へ転出するまでの期間の国民年金保険料は男性の集金人が社宅に来ていたため、継続して納付したと主張しているところ、申立期間当時、同市には保険料収納組織が存在していることから、申立人の主張どおり、集金人に国民年金保険料を納付することが可能であったことが推測される。

さらに、申立人の夫は、申立期間を含め継続して会社員をしており、申立期間当時、申立人の経済状況に大きな変化は無く、保険料を納付できない事情は無かったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（申立期間①については16万5,000円、申立期間②については22万円、申立期間③については20万円及び申立期間④については3万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については16万5,000円、申立期間②については22万円、申立期間③については20万円及び申立期間④については3万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月13日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月29日
④ 平成17年12月29日

申立期間の賞与について、賞与明細書では厚生年金保険料が控除されているのに、厚生年金保険の加入記録では反映されていないので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①については16万5,000円、申立期間②については22万円、申立期間③については20万円及び申立期間④については3万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出を行っていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和32年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年10月31日から同年11月18日まで

私は、昭和32年10月31日付けでA株式会社C事業所から同社B出張所に転勤した。

しかし、A株式会社B出張所での厚生年金保険の資格取得日が昭和32年11月18日とされていたため、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間も会社に勤めており被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びD株式会社（昭和43年A株式会社を吸収合併）が保管する社員人事台帳から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和32年10月31日に同社C事業所から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年11月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は吸収合併に伴い当時の資料は無く不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 52 年 9 月までの期間、56 年 7 月から 58 年 3 月までの期間、60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 6 月から 52 年 9 月まで
② 昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
④ 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

私は結婚したばかりの平成 4 年の終わりか 5 年の初めごろ、勤務先の理容店に来た 50 歳ぐらいの女性の委託集金人から、「このままでは将来年金が受け取れなくなりますよ。」と指摘された。

理容店主人の国民年金保険料を集金していたとは別人であるその委託集金人に、私の未納期間の国民年金保険料額を調べてもらい、未納分として約 40 万円を結婚祝儀で工面し、後日、理容店でその委託集金人にまとめて納付した。理容店主人は納付に立ち会ってはいないが、私と委託集金人とのやり取りの様子を見て覚えていると言っている。私はその時に領収書らしい紙をもらって保管していたが、理容店の店舗移転時に無くしてしまった。

社会保険庁の年金の管理体制が全国的に問題になり、自分の国民年金被保険者記録を照会したところ、申立期間が未納となっていることを知り愕然とした。

私は嘘をついているわけではない。当時の委託集金人を探し出して問いただし、私の国民年金保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④（以下「申立期間」という。）について、申立

人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料について勤務先のA市の理容店において納付したと申し立てているが、申立期間当時、同市における国民年金保険料の納付組織としてA市国民年金協力委員制度があったことが確認できるものの、申立人の当時の住所地はB市であり、制度上、申立人はA市の納付組織で国民年金保険料を納付することができないことから、申立内容は不合理である。

さらに、申立期間は約16年にわたる期間であるところ、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成4年の終わりごろから5年の初めごろまでの期間については特例納付は実施されておらず、制度上、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効によりさかのぼって納付することができない上、市役所が2年以上さかのぼった期間に係る未納保険料の納付勧奨を行っていたとも考え難いことから、申立内容は不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 4 月まで

A 事業所を昭和 50 年 3 月に退職後、他県の学校に進学したが、その際、B 町役場（現在は、C 市）から実家の母親に、私の国民年金加入を勧める電話があった。私の住民票は移していなかったため、母親が私に代わって加入の手続と保険料の納付をした。私の退職金の中から保険料 4 万 2,900 円を支払ったことを知らせる母親からの手紙があるので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付については、申立人は直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親に聴取したところ、役場から加入勧奨の電話を受け、口頭で加入の意思を伝えたことのほかには、役場に赴いて手続を行った記憶が無いなど、申立期間当時の加入状況及び納付状況に不明な点が見受けられる。

また、昭和 50 年 5 月 24 日消印の申立人の母親から申立人にあてた手紙に「保険料 1 年 1 か月分（4 月分と 5 月より 1 か年）4 万 2,900 円」を納付したとの記述があるが、申立期間の国民年金保険料は 1 万 4,600 円であり、申立ての金額 4 万 2,900 円は申立期間の国民年金保険料相当額を大きく上回っている上、50 年 5 月からの 1 年間の国民年金保険料を前納することはできなかったことを踏まえると、手紙に記述のある保険料が申立人の申立期間における国民年金保険料であったとは考え難い。

一方、申立期間の国民健康保険の加入について、C 市に照会したところ、同市では昭和 36 年以降の加入記録を管理しているが、申立期間当時の申立人の国民健康保険の加入記録は確認ができなかったとの回答があったほか、手

紙には、差引支給額などの専門用語が多く使用されていることや「退職金や保険の掛金などでDさんや代理さんに色々心配かけました」と、申立人が申立期間前まで勤務していたA事業所の上司の関与をうかがわせる記述があることからすると、文中の保険料は、共済組合の任意継続保険料であった可能性もうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成元年12月29日であるが、社会保険事務所が保管する「国民年金受付処理簿（払出簿）」を確認したところ、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できなかったこと、及び申立期間当時に申立人の住民票の異動は無かったことなどから、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 9 月までの期間、平成 5 年 10 月から 6 年 3 月までの期間、7 年 3 月及び 9 年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月から同年 9 月まで
② 平成 5 年 10 月から 6 年 3 月まで
③ 平成 7 年 3 月
④ 平成 9 年 4 月から同年 11 月まで

高校卒業後、親戚の紹介で、昭和 38 年から平成 12 年まで、有限会社 A (自動車修理業) に勤務していた。自分では国民年金の加入手続も納付もしていないが、結婚はしていないし、両親は昭和 39 年に亡くなっているため、会社が国民年金の加入手続と保険料納付をしてくれていたと思うので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 38 年 4 月から平成 12 年 1 月まで、自動車修理を営む有限会社 A に勤務していたことは事業主の証言から明らかであるが、社会保険庁の記録では、同社は今日まで厚生年金保険の適用事業所であったことは無く、申立人は国民年金の第 1 号被保険者であったことが確認できるが、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないと供述していることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付について事業主に照会したところ、事業主は、「昭和 39 年当時、申立人は住み込みで働いていたので、先代が申立人の国民年金の加入手続と保険料納付を行い、保険料納付は申立人の退職時まで行っていた。」ことを認めるとともに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることについては、「こち

らのミスで納付していなかったと思う。自分も未納の期間がある。」との証言が得られた。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 20 日から 45 年 9 月 22 日まで
② 昭和 46 年 2 月 1 日から同年 11 月 19 日まで

株式会社Aを退職した1週間後である昭和 43 年 3 月 20 日に駅前にあった株式会社Bが経営するレストランCでコックとして働き始めた。

株式会社Dに転職する直前までずっとレストランCで勤務していたのに、厚生年金保険の加入期間が5か月しかないことは納得できない。申立期間についても厚生年金保険の加入期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び複数の同僚の証言から、申立人がレストランCにコックとして勤務していたことは認められるものの、申立人は「レストランCへは2、3度出たり入ったりした。1か月くらい間が空いたことはある。」と述べているなど勤務期間に係る記憶が曖昧であり、当時の同僚からは、「コックの出入りは激しかった。」「一度辞めたが、人手が足りないので来てくれと言われて戻った。コックはそういうことが多かった。」との証言があり、申立期間において申立人が当該事業所に継続して勤務していたとは認め難い。

また、申立期間②において申立人が株式会社Bに勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった上、申立期間当時にレストランCの支配人であったE氏について、申立人は、「E氏が辞めた後に60歳くらいの人が支配人として来た。自分が辞めるまでにE氏が戻ってきたという記憶は無い。」と述べているところ、社会保険庁のオンライン記録及びE氏の証言によると、E氏は昭和44年10月にレストランCを退職した後46年1月に再入社していることが確認できることから、申立人は申立期間②においてレストランCに勤務していないことがうかがえる。

さらに、申立人及び複数の同僚が名前を挙げているコックの中には、株式会社Bにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者がおり、複数の同僚は、「勤務期間と厚生年金保険の加入期間が違う。」又は「当該事業所で厚生年金保険の加入記録は無い。」と証言している上、当時の事務担当者も、「正社員以外の人も多く、厚生年金保険に加入していない人もいた。何人か当該事業所での加入記録が無いという相談を受けた。」と証言していることから、事業主がすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、株式会社Bは昭和 63 年 2 月 20 日に株式会社Fに名称変更後、平成 15 年 5 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に他界していることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入に係る取扱いについて聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月7日から27年2月1日まで

私は、昭和23年7月1日から27年2月1日までの期間、A株式会社（現在は、株式会社B）に勤務していたが、ねんきん特別便により、26年10月7日から27年2月1日までの4か月間の記録が無いことが分かった。

正社員として1日9時間、C市中央卸売市場内で鮮魚卸売をしており、当時の同僚として、D氏ほか数人を記憶している。

厚生年金保険料を控除されていたことが分かる資料は無いが、A株式会社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、C市中央卸売市場内にあったA株式会社に勤務していたと申し立てているが、申立人は昭和26年11月1日に申立期間後に勤務した事業所である株式会社Eにおいて雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、株式会社Eが保管する入店者名簿から確認できる申立人に係る同社における入社日の記録とも一致することから、申立人は申立期間のうち26年11月1日から27年2月1日までの期間は株式会社Eに勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社には申立人に係る人事記録等の資料は保存されておらず、同社における同僚の一人は、申立人と同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日であるF氏の退職時期を「申立人と同じごろであった。」と述べている上、そのほかの同僚からも、申立期間について申立人が同社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、株式会社Eは「申立人は、昭和26年11月1日に中途採用の社員補の資格で入店し、同資格は見習処遇であり厚生年金保険被保険者資格は無く、申立人は27年2月1日に社員資格を取得した時に厚生年金保険被保険者資格を取得した。」と証言している上、同社が保管する厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和27年2月1日に申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の記載が確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 37 年 5 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 39 年 5 月まで

申立期間①について、亡夫は株式会社Aにおいて事務の仕事をしていた。そのころ一緒に働いていた事業主の妻は、時々職場に顔を出していた程度であるのに同社の厚生年金保険に加入していると聞いた。事業主の妻が加入扱いとなっているのに、亡夫が加入扱いとなっていないことに納得ができないので、調査をしてほしい。

申立期間②について、亡夫がB株式会社においてどのような仕事をしてきたかは承知していないが、勤務していたことは確かであり、同社の厚生年金保険に加入していたかもしれないので、調査をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が株式会社Aに勤務していたことは事業主の証言から推認できる。

しかし、事業主は、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは、社名をC株式会社と変更した後の昭和 37 年 10 月 1 日であると述べており、社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所になる以前であることが確認できる上、事業主は、厚生年金保険の適用事業所となる前は従業員の給与から厚生年金保険料は控除していないと供述している。

また、申立人の妻は、申立期間①において事業主の妻が厚生年金保険に加入していると申し立てているが、社会保険庁のオンライン記録により、事業

主の妻の厚生年金保険の加入記録が確認できるのは適用事業所となった昭和37年10月1日以降であり、申立期間①の加入記録は確認できない。

申立期間②について、複数の同僚の証言から申立人がB株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B株式会社は、社内調査をしたが申立人に係る記録等はない旨回答している上、複数の同僚はいずれも申立人の勤務期間及び勤務内容を承知していないとしている。

また、複数の同僚の供述から判断すると、当時、事業主はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連番で欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。